

公益財団法人大阪国際交流センター広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人大阪国際交流センター(以下、当財団という)所管の広告媒体に掲載する広告等の取扱いについて必要な事項について定める。

(規制業種又は事業者)

第2条 次の各号に定める業種又は事業者の広告掲載については、これを承認しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年7月10日法律第122号)で、風俗営業と規定される業種及びそれに類似する業種
- (2) 消費者金融
- (3) 商品先物取引に関するもの
- (4) たばこ
- (5) ギャンブルにかかるもの
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (7) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者
- (8) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (9) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)に規定する訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引。ただし、特定商取引法第30条に規定する「通信販売協会」に加盟している者を除く
- (10) 結婚相談所または交際紹介業
- (11) 探偵事務所、興信所等の調査会社
- (12) いわゆる「総会屋」「暴力団」その他の反社会的団体または特殊結社団体、これに関連する事業者もしくは個人
- (13) 公共機関または行政機関から悪質な行為等により、指名停止等の行政処分を受けている企業等

(掲載基準)

第3条 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- (2) 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
- (3) 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
- (4) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- (5) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- (6) 国内世論が大きく分かれているもの
- (7) その他、当財団が不相当と認めるもの

(規制業種の企業による規制業種に関するもの以外の内容の広告)

第4条 第2条に定める規制業種に該当する企業による、規制業種に関連するもの以外の内容の広告は、本基準に定められた規制の範囲内でその掲載を認める。

(広告の優先順位)

第5条 掲載する広告は、当財団の運営に関連した広告を優先的に取り扱う。

(広告表示内容に関する個別の基準)

第6条 具体的な表示内容等については、掲載の都度、主管課が検討し判断することとする。その結果、内容の訂正・削除等が必要な場合には、その旨を広告掲載申請者に依頼することとし、依頼を受けた広告掲載申請者は、正当な理由がある場合以外は訂正・削除等に応じなければならない。

(広告掲載の承認)

第7条 当財団は、広告掲載申請書による掲載申請を受けたときは、当財団広告掲載取扱要綱に基づき、広告掲載の可否を決定する。

(承認の取消しなど)

第8条 当財団は、広告主が次の各号の1に該当するときは、広告の掲載期間中であっても、その掲載の承認を取り消すことができる。

- (1) 当財団の名誉または信用を失墜し、業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為があった場合。
- (2) 倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなった場合。または社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こした場合。
- (3) その他、当財団が特に必要と認める場合。

(広告主の責務)

第9条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。
- 3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。